資料２

京都府環境審議会
各部会における審議状況等について

令和８年7月23日
京都府環境審議会

京都府環境審議会の構成

部会名	総合政策部会	脱炭素社会推進部会	廃棄物・循環型社会形成部会	環境管理部会	自然・鳥獣保護部会	温泉部会
所管事項	環境基本計画その他の環境に係る基本的事項に関すること（他の部会の所掌に属するものを除く）	脱炭素社会の推進に関すること	廃棄物対策及び循環型社会の形成に関すること	大気汚染防止、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止、振動防止、地盤沈下防止、悪臭防止に関すること	自然環境の保全並びに鳥獣の保護、管理及び狩猟に関すること	温泉の掘削等に関すること
根拠法令等	京都府環境審議会条例、京都府環境審議会運営要領					
委員数（部会長）	16名（渡邉紹裕 委員）	16名（松原斎樹 委員）	11名（酒井伸一 委員）	10名（山田悦 委員）	11名（細谷和海 委員）	7名（杉山雅人 委員）
事務局	脱炭素社会推進課		循環型社会推進課	環境管理課	自然環境保全課 農村振興課	薬務課

1　総合政策部会

■所管事務
環境基本計画その他の環境に係る基本的事項に関すること
（他の部会の所掌に属するものを除く）

■事務局
総合政策環境部　脱炭素社会推進課

■令和7年度の審議状況等　※「」内は議題

①５月９日　「京都府環境基本計画の見直しについて」
②７月29日　「部会長の選出について」
「京都府環境基本計画の見直しについて」
③10月29日　「京都府環境基本計画の見直しについて（答申案）」
「京都府環境基本計画の進捗状況について」
「改定京都府環境基本計画の進捗評価について」
④３月23日　「改定京都府環境基本計画の進捗評価方法について」

■令和8年度の部会開催予定　※「」内は予定審議事項

①令和８年10月頃　「京都府環境基本計画の進捗状況について」

1　総合政策部会
（京都府環境基本計画の全体構成）

※下線部分は現行計画からの改定箇所

第１章　計画策定の趣旨

■計画策定の背景

SDGs、パリ協定、IPCC第６次報告書、第六次環境基本計画、ウェルビーイング等

■計画の位置付け

・目指す将来像とその実現に向けた施策の方向性を示す
・環境保全及び創造に関する総合的・長期的施策大綱
・府総合計画の環境分野の個別計画
・環境教育等促進法に基づく都道府県行動計画

■計画期間　おおむね**2040年目途**

第２章 京都府を取り巻く現状の認識

■環境政策を取り巻く社会情勢の変化

- 人口減少・少子高齢化社会の本格化
- デジタル技術の急速な進展
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けたライフスタイルの変化
- 国際情勢の変化が促す持続可能なエネルギーへの転換の必要性
- 四半世紀超ぶりの本格的な物価高と金利上昇

■京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」

- 京都の歴史を繋いできた強靭さとチャレンジ精神
- 豊かな自然環境とそれに息づく多彩な伝統・文化
- 京都のまちづくりを支える力

■京都府の環境の現状と課題

・持続可能な社会に向けた地球温暖化対策の推進
　着実な取組の一方で温暖化は進行
　緩和策の推進に加え、適応策の強化が急務
　（パリ協定、IPCC第6次報告書、COP28
　気候変動適応法、気候変動適応計画）
・再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組
　再エネの導入や利用拡大を促す取組が必要
　（第7次エネルギー基本計画 、水素基本戦略）
・自然に親しみ自然とともに生きる地域づくり
　希少種保全と外来生物防除等生物多様性の保全
　（生物多様性国家戦略2023-2030）
・限りある資源を大切にする循環型社会づくり
　廃棄物3Rに加え、海岸漂着物、食品ロス等取組推進
　（G20大阪ブルー・オーシャン・ビジョン
　第五次循環型社会形成推進基本計画
　プラスチック資源循環戦略）
・府民生活の安心・安全を守る環境管理の推進
　大気や水質等環境基準の達成、継続

第３章　京都府の将来像（2050年頃）

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

第４章　計画の基本となる考え方

■「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上

■ 持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用による環境・経済・社会の好循環の創出

３つの柱　①環境価値の創出　②京都ならではの豊かさ　③協働

第５章　分野横断的施策の展開方向（2040年目途）

環境 × 経済活性化 / 地域の強靭化 / 地域活性化 / 暮らしの質向上 / 人材育成

①GXによる地域経済活性化と府民の脱炭素行動促進による府民の生活の質向上の実現
環境配慮型ビジネスへの評価向上とGXによる産業振興、京都府独自のネットワークを活用した適応ビジネスの創出、企業と連携したSDGs経営の促進 等

②安心・安全の実感につながる環境と調和のとれた強くしなやかな社会の実現
気候変動適応策の推進、持続可能なグリーンインフラを活用した安心・安全な地域社会の形成、エネルギー自立分散化 等

③京都ならではの豊かな自然資本を始めとする地域資源を活用した持続可能で魅力ある地域づくりの推進
多様な主体の協働による環境保全活動を通じた地域活性化と「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の同時実現　等

④「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」の向上につながる持続可能なライフスタイルへの転換
脱炭素行動変容と生活の質の向上、脱炭素で健康かつ快適な住まいの普及 等

⑤持続可能な社会づくりを支える人づくりと協働の推進
子どもたちへのきめ細かい環境教育、環境活動を通じた社会関係資本の構築、市町村支援と連携・協働の促進 等

第６章　環境課題の分野ごとの重点取組の推進（2040年目途）

京都府の地域特性に応じた取組

①脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組の加速化
徹底した省エネの推進、再エネの主力電源化
フロン対策の推進
温室効果ガス吸収源対策・施策

②循環型社会を目指した循環経済への移行の促進
３Ｒ・資源循環の促進、消費者の意識啓発、
プラスチックごみの削減、食品ロスの発生抑制、
環境保全型農業の推進、海岸漂着物対策

③安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上
環境モニタリングと情報発信、環境アセスメント、有害化学物質等対策、 気候変動適応策、災害時の再エネ導入
災害廃棄物対策、不法投棄の未然防止

④自然と生活・文化が共生する地域社会の継承
多様な生態系の保全、里地・里山の再生
豊かな農林水産資源の保全・利活用
生物多様性の知見の集積と人材育成、外来生物対策

第７章　計画の推進

- 本計画に記載した施策展開の方向に基づき機動的に個別条例や個別計画を策定・改定
- 京都府環境審議会における検証等徹底したＰＤＣＡサイクルにより進行管理を実施。概ね5年ごとに見直し。

1　総合政策部会
（京都府環境基本計画の改定概要）

（1）計画期間の延長

国の新たな地球温暖化対策推進計画等において計画期間が令和22（2040）年度とされたことを踏まえ、本計画についても、計画期間を令和12（2030）年度までから令和22（2040）年度までに延長

（2）計画の基本となる考え方の追加

国の「第六次環境基本計画」で新たに最上位の目的として取り入れられた「ウェルビーイング」の考え方を追加（府では、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」と定義）

（3）新たな取組方針を追加

- **環境価値の創出**
  スタートアップ等、将来性のある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展による、安心・安全で快適な暮らしの実現
- **京都ならではの豊かさ**
  京都ならではの豊かさである南北に広がる京都の豊かな自然資本や大学・学生のまち京都における若い学生等の人的資本等の保全・活用
- **協働**
  府民や企業と府外の関係者（関係人口）を含めた一人一人の個性を活かし、連携し、自ら行動していく地域社会の実現

1　総合政策部会
（改定後の計画の基本となる考え方）

将来像実現に向けた施策展開の基本となる考え方

環境・経済・社会の三側面を統合的に向上させることで、「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」をはぐくみ、またそれにより環境・経済・社会の好循環をはかっていく

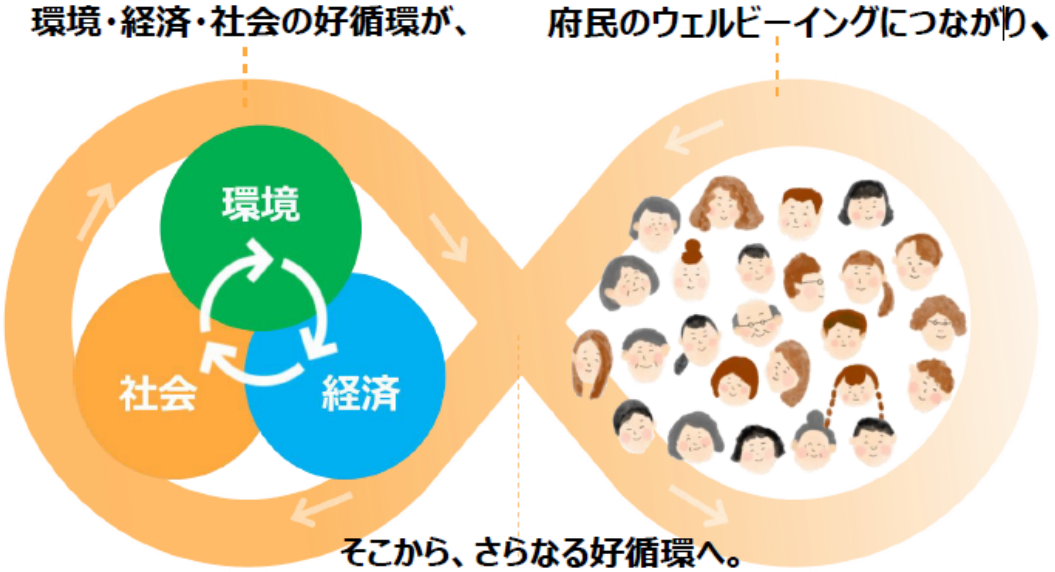

上記基本となる考え方の根幹をなす３つの柱

柱❶　環境価値の創出

スタートアップなど将来性ある企業の集積による長期的な経済成長や先進技術の発展による安心・安全で快適な暮らしの実現

柱❷　京都ならではの豊かさ

京都ならではの豊かさ（自然資本、人的資本、歴史・伝統・文化）の活用と保全

柱❸　協　働

府民や企業と府外の関係者（関係人口）を含めた一人一人が個性を活かし、連携し、自ら行動していく地域社会の実現

1　総合政策部会
（改定後の計画の進捗評価方法について）

Ⅰ 京都府の環境施策の進捗状況を評価（客観的評価）

第５章　分野横断的施策の展開方向

第６章　環境課題の分野ごとの重点取組の推進（2040年目途）

①脱炭素社会と持続可能な経済成長の同時実現に向けた取組の加速化
徹底した省エネの推進、再エネの主力電源化
フロン対策の推進
温室効果ガス吸収源対策・施策

②循環型社会を目指した循環経済への移行の促進
３Ｒ・資源循環の促進、消費者の意識啓発、
プラスチックごみの削減、食品ロスの発生抑制、
環境保全型農業の推進、海岸漂着物対策

京都府の地域特性に応じた取組

③安心・安全な暮らしを支える生活環境の保全と向上
環境モニタリングと情報発信、環境アセスメント、有害化学物質等対策、気候変動適応策、災害時の再エネ導入
災害廃棄物対策、不法投棄の未然防止

④自然と生活・文化が共生する地域社会の継承
多様な生態系の保全、里地・里山の再生
豊かな農林水産資源の保全・利活用
生物多様性の知見の集積と人材育成、外来生物対策

①施策の取組状況調査による評価
計画に位置付けた取組に対応する京都府の施策が、どの程度進んでいるかを把握

②環境データに基づく状況評価
個別部会においてデータに基づき環境を取り巻く状況について進捗状況を評価

補完

Ⅱ「ウェルビーイング＝府民が幸せを実感できる状態」向上の進捗状況（主観的評価）

環境・経済・社会の好循環が、　府民のウェルビーイングにつながり、

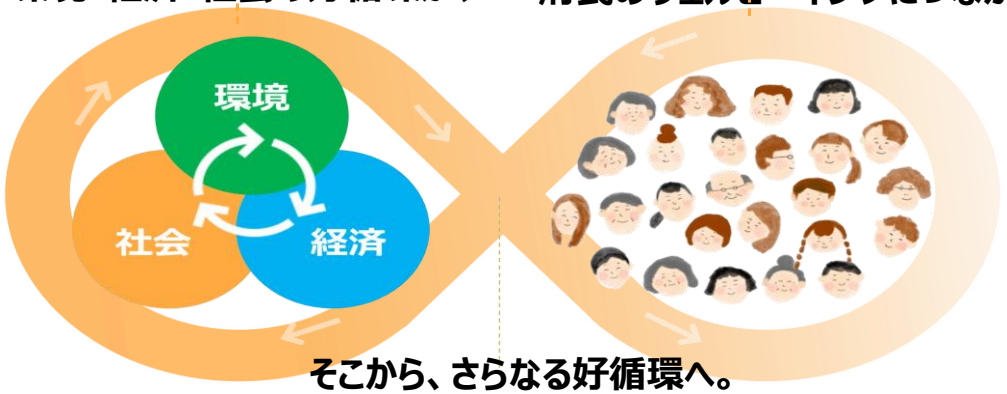

そこから、さらなる好循環へ。

③府民の実感を調査
デジタル庁のWell-Being指標の主観的指標と府民意識調査結果を活用して評価

個別部会（脱炭素・循環・管理・自然鳥獣）における進捗状況評価結果により評価

1　総合政策部会
（改定後の計画の進捗評価方法検討イメージ）

令和８年度

各部会において、進捗をはかっていくための指標・ロードマップを作成

（指標・ロードマップ例（イメージ））

目標達成に向け、どのロードマップを描くのか？

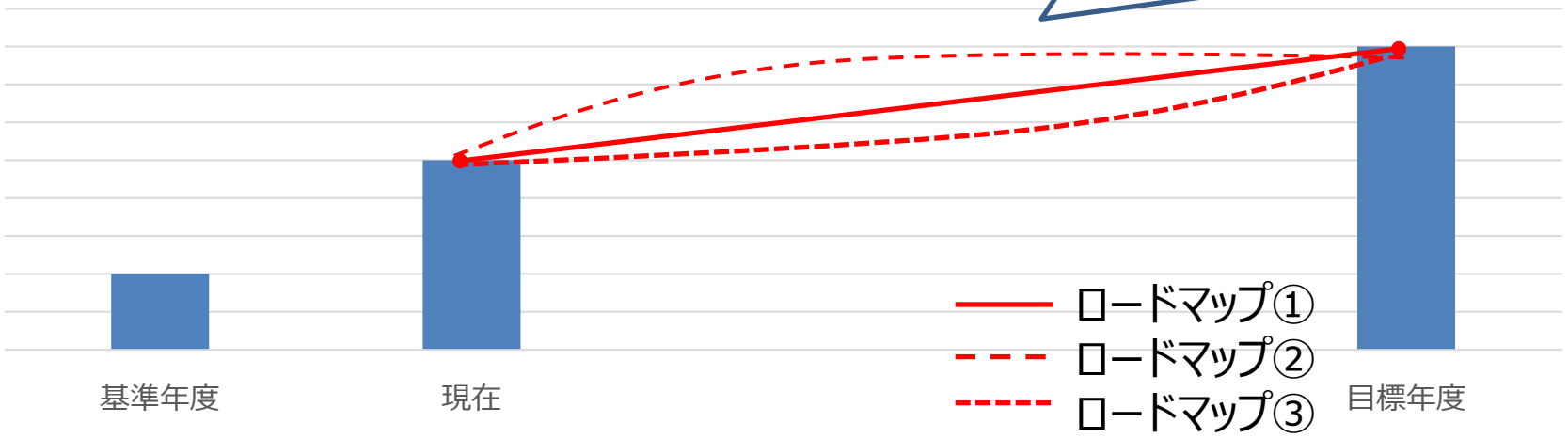

どのようなロードマップで目標達成をするのか
どのように進捗をはかっていくのか
を令和８年度中に検討・決定

令和９年度

各部会において、改定後の環境基本計画の進捗状況評価の運用開始（令和８年度評価）

1　総合政策部会
（改定後の計画の進捗評価方法検討スケジュール）

令和９年度～のスケジュール		４－６月	６－９月	10ー12月	１ー３月
総合政策部会	府民意識調査 進捗状況評価 デジタル庁指標による評価			評価結果を取りまとめ	点検結果を審議 評価結果公表
・脱炭素社会推進部会 ・廃棄物・循環型社会形成部会 ・環境管理部会 ・自然・鳥獣保護部会	進捗状況評価			評価結果を報告	

※　令和８年度末までに、各部会においてどのようなロードマップで目標達成をするのか、どのように進捗をはかっていくのかを検討。
令和９年度に実施する改定後の環境基本計画の進捗状況評価からこのスケジュールで実施。

2　脱炭素社会推進部会

■所管事務
脱炭素社会の推進に関すること

■事務局
総合政策環境部　脱炭素社会推進課

■令和7年度の審議状況等　※「」内は議題

①４月30日　「京都府地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策推進計画の見直しについて」
「次期京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランの策定に向けた検討状況について【報告】」

②５月13日　「京都府地球温暖化対策条例及び京都府地球温暖化対策推進計画の見直しについて」
「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正等について」

③７月８日　「部会長の選出について」
「京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正並びに京都府地球温暖化対策推進計画の見直し及び京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランの策定について」

④７月29日　「京都府地球温暖化対策条例等の見直しについて」
「京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直しについて」
「京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況について」

2　脱炭素社会推進部会

■令和7年度の審議状況等　※「」内は議題

⑤10月７日　「京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の一部改正に係るパブコメの実施について【報告】」
「令和５（2023）年度の京都府における温室効果ガスの排出量について【報告】」
「京都府地球温暖化対策推進計画の見直しについて」
「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランの策定について【報告】」

⑥10月29日「京都府地球温暖化対策条例及び京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の見直しについて（答申案）」
「京都府地球温暖化対策推進計画の見直しについて」
「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランの策定について【報告】」

⑦１月７日　「京都府地球温暖化対策推進計画の見直しについて（答申案）」
「京都府再生可能エネルギーの導入等促進プランの策定について【報告】」

■令和８年度の部会開催予定　※「」内は予定審議状況

①令和８年10月頃　「京都府地球温暖化対策推進計画の進捗状況について」
「京都府環境基本計画の進捗管理について」

2　脱炭素社会推進部会

■京都府の温暖化対策・エネルギー施策の体系図

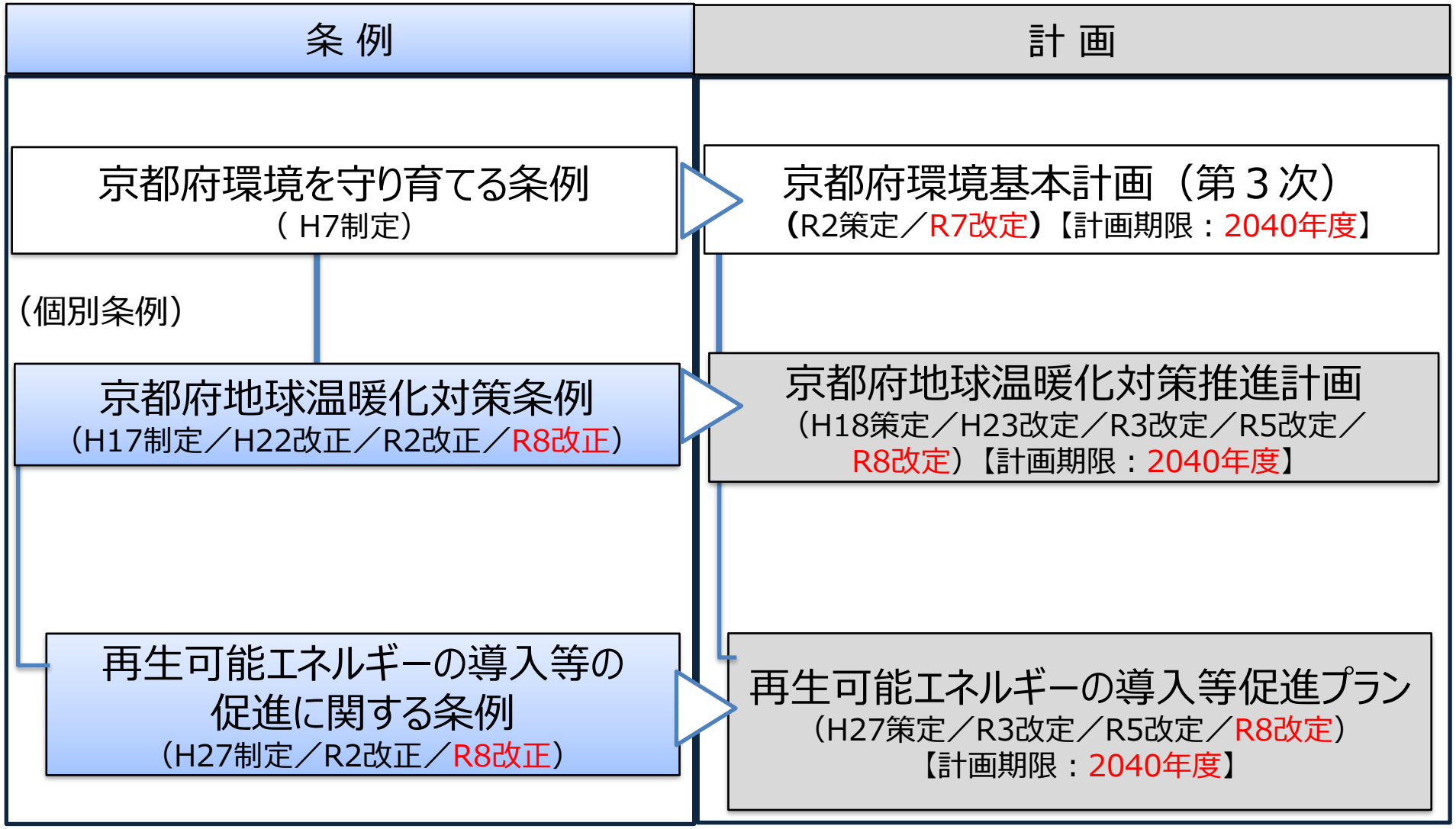

2　脱炭素社会推進部会（京都府における温室効果ガスの排出量）

- 京都府の温室効果ガス削減目標　2030年度に2013年度比で**46%以上削減**
- 府内における**2023年度温室効果ガスの排出量**は1,187万トン
  （2013年度比**▲25.5%**、前年度比**▲6.7%** ）
- エネルギー消費効率の向上や電気の二酸化炭素排出係数の低下等により、温室効果ガス排出量は減少
- またエネルギー消費量は、前年度比で1.1%減少

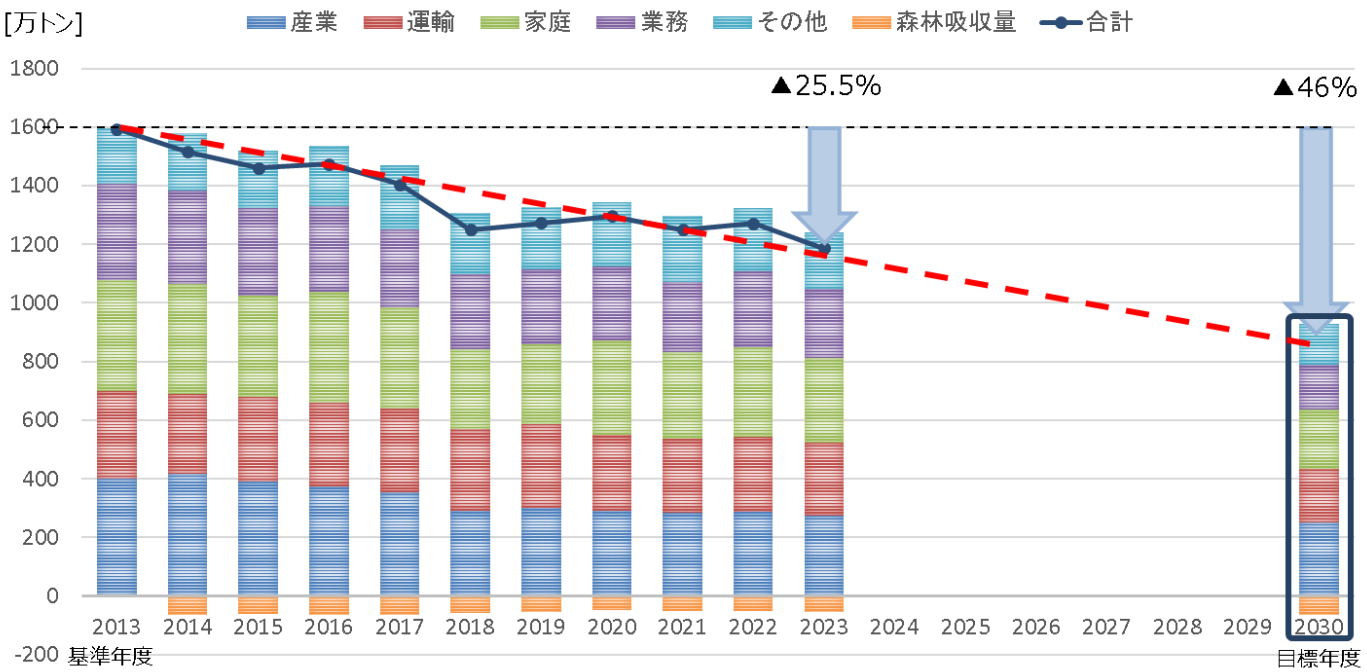

京都府における温室効果ガスの排出量

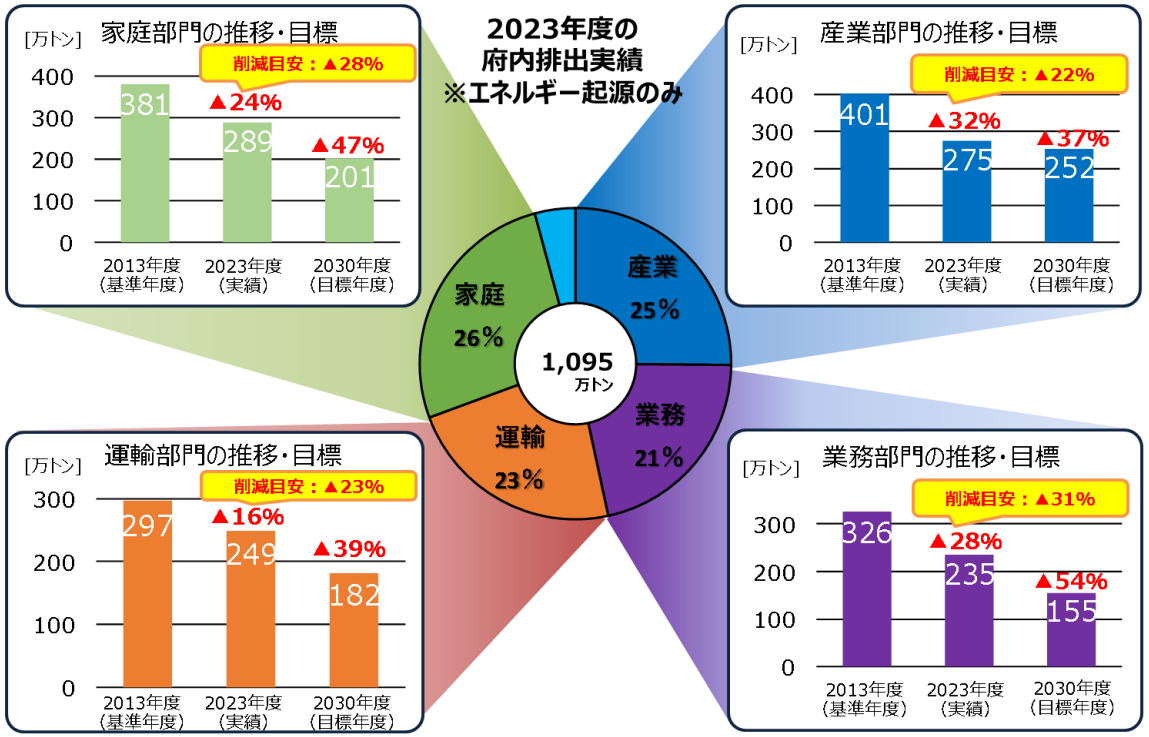

部門別の温室効果ガス排出量

■京都府地球温暖化対策条例の改正の概要

・温室効果ガス排出量の新たな削減目標の設定

2030年度　▲40%以上 → 2030年度　▲46%以上※
2035年度　▲60%
2040年度　▲73%

※　京都府地球温暖化対策推進計画の削減目標である46%以上に合わせる

・脱炭素意識の向上や行動変容を促すため、脱炭素に関心を持っていただくきっかけとなる府民による地球温暖化対策に関する必要な情報の把握と把握に資する府の支援

2　脱炭素社会推進部会（京都府地球温暖化対策推進計画の全体構成）

※下線部分は現行計画からの改定箇所

Ⅰ　計画の概要

■計画策定の位置付け

地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づく法定計画

■計画の期間　　2040年度まで

Ⅱ　現状と課題

■京都府の地域特性と気候変動の現状

・京都府の地域特性、気候変動の現状・将来予測

中央に位置する丹波山地を境に、北部は日本海気候、南部は太平洋気候

京都における気温の上昇傾向、真夏日・猛暑日・熱帯夜の増加傾向、冬日の減少傾向

■京都府の地球温暖化対策の現状

・京都府内の温室効果ガス排出量

2023年度 ▲25.5%（2013年度比）

・京都府の再生可能エネルギーの導入・利用状況

2023年度 府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合 11.3%

2023年度 府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合 20.7%

■京都府の地球温暖化対策の課題

産業・業務　：多様な主体と連携した中小企業等の排出量削減に向けた支援が求められる

家庭　　：脱炭素意識の向上と行動変容の促進により、府民一人ひとりの脱炭素行動の実践が府民運動となるような、機運醸成を図る取組を一層強化することが重要

再エネ　　：導入に当たっては、地域に貢献し、地域と共生・協働する視点が重要

適応　　：京都府の特性を踏まえた適応策を展開することが必要

横断的取組：府域全体での取組推進のため市町村や中間支援組織等との連携強化が重要

Ⅲ　計画の目標及び基本的な考え方

京都府の将来像

2050年頃　京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会
～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

2050年度「温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指す

2040年頃　ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会

施策の基本的考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出による質の高い暮らしの実現
- 府民の幸福と安心・安全を図る緩和策及び適応策を両輪として推進
- 徹底した省エネ・再エネの最大限の導入・利用を推進
- GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進
- 全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化

Ⅳ　温室効果ガスの排出量を削減する緩和策の推進

■温室効果ガスの排出量削減目標（基準年度2013年度）

温室効果ガス排出量　2030年度に46%以上、2035年度に60%、2040年度に73%削減

再生可能エネルギーに係る目標指標

	2030年度	2040年度
府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合	25%以上	28～33%
府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	36～38%	40～50%

■目標達成のために実施すべき取組

【加速すべき取組の方向性】

関係する分野の取組に反映

- ■脱炭素型ライフスタイルへの転換のための家庭向け総合支援
- ■脱炭素・GX経営の促進
- ■交通・物流の脱炭素化の推進
- ■再エネの最大限の導入・需要創出
- ■フロン対策の推進
- ■循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行
- ■温室効果ガス吸収源の対策
- ■新たな環境産業の育成・支援
- ■脱炭素で持続可能な社会づくりを支える人づくりの推進
- ■市町村・中間支援組織との連携

【対象分野】

対象分野ごとに実施すべき取組

- ○事業活動（産業・業務）
- ○建築物（住宅以外の建築物）
- ○再生可能エネルギー
- ○廃棄物、環境物品等
- ○交通・物流（運輸）
- ○家庭（電気機器、住宅含む）
- ○代替フロン
- ○温室効果ガス吸収源

Ⅴ　気候変動の影響への適応策の推進

■ 気候変動の影響

・京都府における気候変動の影響

・適応策の優先度

■ 適応策の進め方

・適応策の方向性

①府民、事業者等の適応策に対する意識の醸成

②気候変動に関する情報収集

③分野横断的な対応を適切に組み合わせた効果的なアプローチで適応策を推進

④適応ビジネスの推進

⑤行政自らの業務活動への適応策を推進

＋適応策の推進体制の充実・強化・・・「京都気候変動適応センター」

＋熱中症対策の強化（京都府熱中症対策方針）

■ 適応策に関する基本的事項

・推進方針

①時間的・空間的な広がりを考慮、幅広い主体への影響を長期的観点に立って想定、生活や事業活動の質を維持・向上

②適応策により、「京都らしさ」を持続・発展

③これまで京都が培ってきた知恵を発信

・適応策を展開する基本的視点

①長期的に考える　②幅広く対象を想定する

③同時解決を図る　④ビジネスにつなげる

⑤京都ならではの対策

【７分野】

- ①農林水産業
- ②水環境・水資源
- ③自然生態系
- ④自然災害
- ⑤健康
- ⑥産業・経済活動
- ⑦府民生活

Ⅵ　横断的取組

■市町村との連携強化、中間支援組織の取組強化、その他個別取組

Ⅶ　計画の進行管理

・庁内各課、関係機関と連携し、本計画、取組を推進

・京都府地球温暖化対策推進本部において進捗状況を毎年把握・評価。その結果を環境審議会で検証し、徹底したPDCAにより進行を管理

・おおむね5年ごとに、計画内容の見直し

2　脱炭素社会推進部会
（京都府地球温暖化対策推進計画の改定① 計画の目標及び基本的な考え方）

■計画の目標及び基本的な考え方

◆ 2050年頃の将来像

京都の「豊かさ」をはぐくむ脱炭素で持続可能な社会

～将来世代のために手を携え、環境・経済・社会の好循環を創出～

京都ならではの豊かな「力（ポテンシャル）」や地域資源を最大限に活用し、脱炭素の時代を切り拓くイノベーションを創出するとともに、脱炭素への挑戦を通じて、さらに京都の「豊かさ」を発展させ、「豊かさ」の価値を再創造し、育み続けていく持続可能な社会の構築

◆ 2040年頃の将来像

府環境基本計画

府総合計画

ウェルビーイングの向上と環境との共生による安心・安全が実感できる社会

◆ 施策の基本的な考え方

- 環境・経済・社会の好循環の創出による**質の高い暮らしの実現**
- **府民の幸福と安心・安全を図る**緩和策及び適応策を両輪として推進
- **徹底した省エネ・**再生可能エネルギーの最大限の導入・利用を推進
- **GX投資等を通じた脱炭素ビジネスや脱炭素技術の普及を推進**
- **全ての主体の意識の変革、行動変容、連携の強化**

2　脱炭素社会推進部会
（京都府地球温暖化対策推進計画の改定② 温室効果ガスの排出量削減目標）

■温室効果ガスの排出量削減目標

（１）削減目標及び目標指標の設定

・温室効果ガスの排出量削減目標（基準年度：2013年度）
2030年度　46%以上削減
2035年度　60%削減
2040年度　73%削減
2050年度　温室効果ガス排出量実質ゼロ

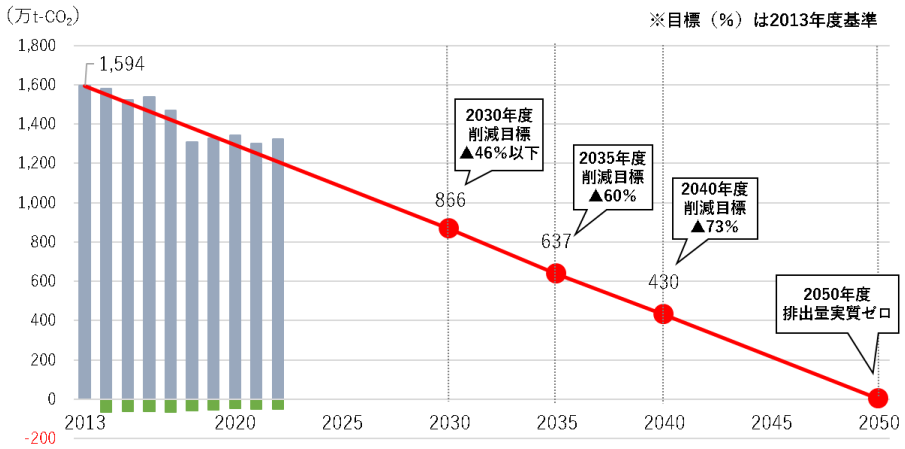

＜目標指標＞

	2030年度	2040年度
府内総電力需要量に対する府内再生可能エネルギー発電電力量の割合 ：	25%以上	28～33%
府内の総電力需要量に占める再生可能エネルギー電力使用量の割合 ：	36～38%	40～50%

（２）各部門別の排出量削減目標

・国の地球温暖化対策計画に示されている削減割合等から設定（府独自試算：現計画と同様）

部門	基準年度（2013年度）	温室効果ガスの排出量削減・吸収の目標					
		2030年度		2035年度		2040年度	
産業	401	252	▲37%	148～171	▲57～63%	91～119	▲70～77%
業務	326	155	▲52%	103～130	▲60～68%	52～85	▲74～84%
運輸	297	182	▲39%	105～142	▲52～65%	61～107	▲64～79%
家庭	381	201	▲47%	157～191	▲50～59%	106～148	▲61～72%
その他	189	139	▲26%	100	▲47%	79	▲58%
吸収源	－	▲60～70	－	▲86	－	▲107	－
合計	1,593	866以下	▲46%以上	637	▲60%	430	▲73%

※小数第一位を四捨五入しているため、
内訳の計と合計が一致しない場合がある。

2　脱炭素社会推進部会
（京都府地球温暖化対策推進計画の改定③ 脱炭素型ライフスタイルへの転換のための取組強化）

家庭の排出量削減と府民の質の高い暮らしを実現するために、府民の省エネ・再エネの取組を支援するとともに、脱炭素行動による経済性・快適性向上等のメリットなどの情報発信による意識向上の促進や行動変容の後押しを中間支援組織と連携して実施するなど、家庭向けの脱炭素行動について、総合的な提案・支援を実施

家庭向け総合支援（イメージ）

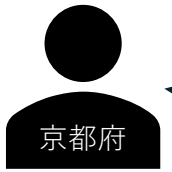

- **経済的メリット・快適性・府民のエコにつながるひと工夫等について情報発信**
- **補助制度等により脱炭素行動を支援**

■情報収集
・エネルギー使用量を把握する
・脱炭素に関する情報を学ぶ　等

■移動手段の工夫
・自転車や徒歩
・公共交通機関を利用
・カーシェアリングを利用
・電気自動車等に乗換　等

■食生活の見直し
・食品ロスを減らす（買いすぎない、使い切る）　等

■再エネの活用
・再エネ設置
・再エネ電力を契約
・蓄電池の設置　等

■消費行動の工夫
・リデュース、リユース、リサイクル
・環境ラベル付きの商品を選ぶ　等

■省エネ
・LED照明へ切り替え
・省エネ家電への買い替え
・節水型設備の導入　等

■住宅
・住宅の断熱化（ZEH、断熱窓の導入）
・遮熱
・エコジョーズ・エネファーム、エコキュートの導入
・エコDIY等の実施　等

■ごみの減量・分別
・プラスチック使用を減らす（マイバック、マイボトル）
・分別の徹底（リサイクル率向上）
・コンポストで生ごみを堆肥化　等

ライフスタイル変革のための府民の意識向上、脱炭素行動の実践及びその発信等の取組を、脱炭素行動への実践を図る府民運動「WE DO KYOTO! Plus」として推進

2　脱炭素社会推進部会
（京都府地球温暖化対策推進計画の改定④ 中間支援組織の取組強化）

中間支援組織の中核である京都府地球温暖化防止活動推進センターを「ワンストップ相談・支援窓口」として位置付け、相談機能、コーディネート機能、情報発信機能等を一層強化するとともに、京都府や市町村をはじめとする多様な主体と連携した取組により、意識啓発から省エネ・再エネのステップに応じた一気通貫の支援体制を構築し、オール京都での協働の取組を推進。

中間支援組織の取組強化（イメージ）

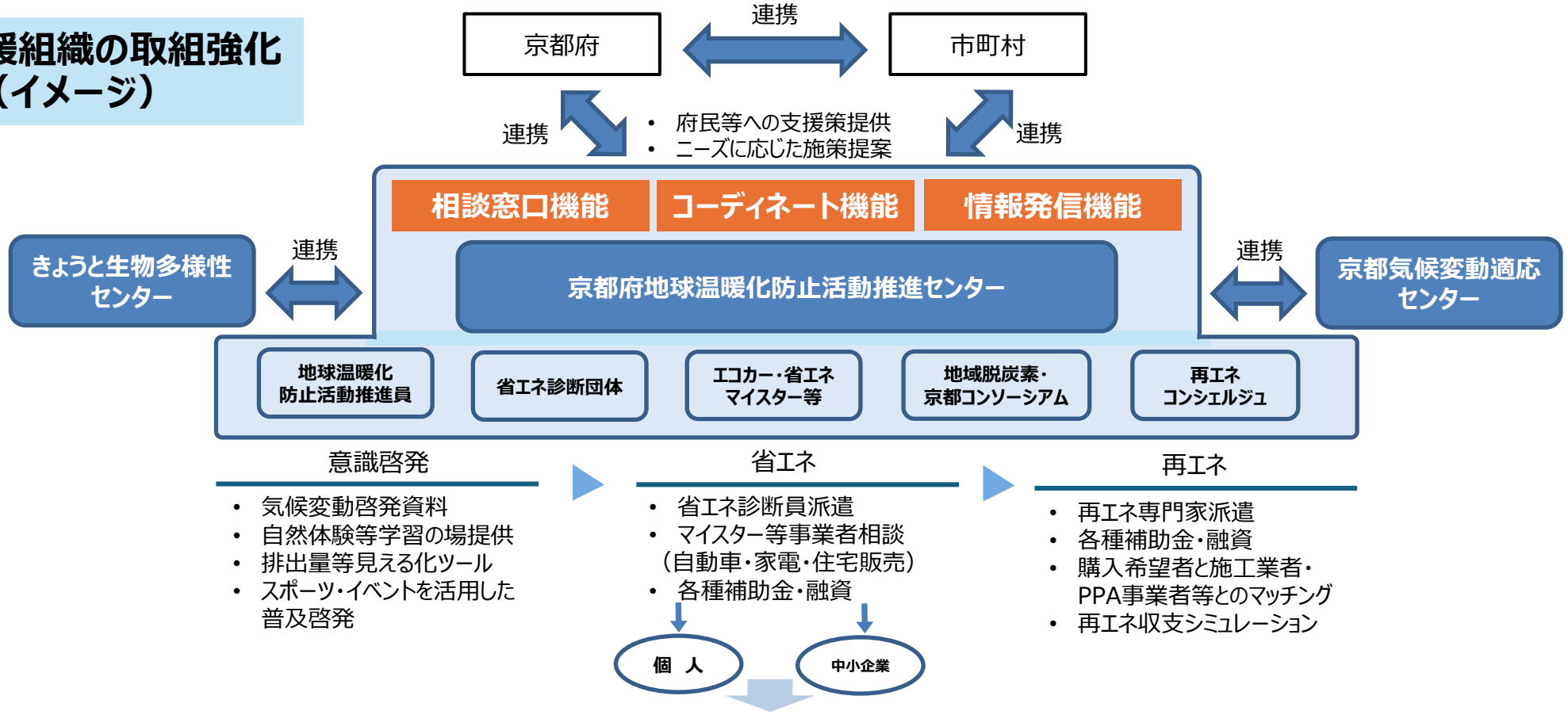

意識啓発・省エネ・再エネのステップに応じた一気通貫の支援体制の強化

2　脱炭素社会推進部会
（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例の改正概要）

- 再エネの導入適地が少ない京都府においては、建物の屋根等への**太陽光発電の加速的な導入が必要**であり、**建物規模に応じて網羅的に補助制度を実施**
- 中小企業に対しては、再エネ条例において、**中小企業やNPO団体の「再エネ導入等計画」を認定し、税優遇等の支援を行う制度**である「自立型地域活用型再エネ導入等の計画の認定」を第19条以降で規定
- 相対的に中小企業等の電気代が高いことや、地域でのレジリエンス強化への対応が必要な中、**再エネ調達を望む中小企業等の再エネ導入が実現できる仕組みづくりが継続的に重要**
- **自家消費型の再エネ設備は今後も再エネ導入の伸びが期待できる分野であり、支援制度の時限を延長する**

■ 府補助制度

延床面積		補助制度
300㎡以上		条例上乗せ補助金
300㎡未満		
	事業所	自立的地域活用型再エネ導入等計画認定制度
	家庭	家庭向け太陽光発電・蓄電設備補助金

■ 施行状況

認定件数・導入量　（2,860kW（108件））

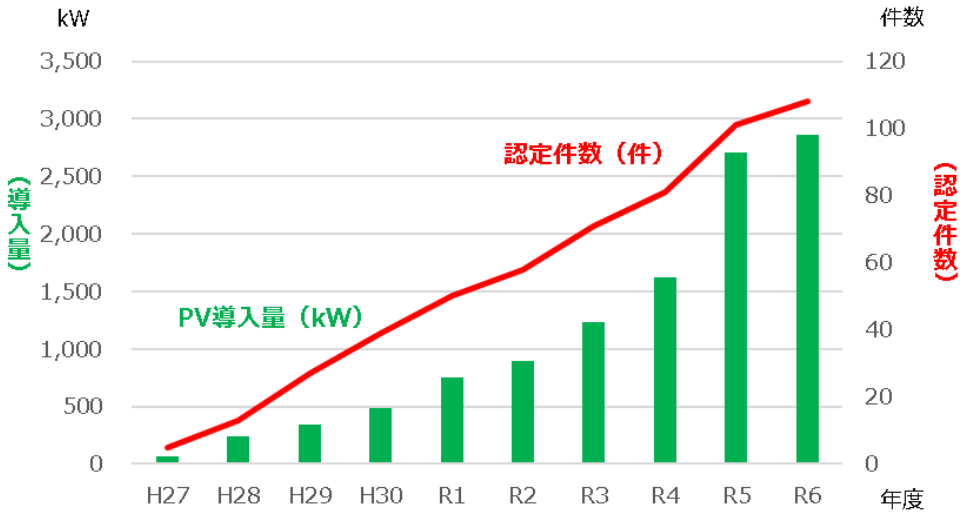

2　脱炭素社会推進部会
（京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第３期）①全体構成）

1　プランの趣旨等

■趣旨
・再エネの導入・利用の標準化やそれに伴う地域の魅力向上等の新しい価値の創出と環境・経済・社会の好循環

■位置付け
・再エネの導入等の促進に関する施策の目標や施策を実施するために必要な事項を定める実施計画
・府政運営の指針である「京都府総合計画」の環境分野の個別計画である環境基本計画において、再エネ分野の個別計画と位置づけ

■計画期間
令和22（2040）年度を見据えた令和８（2026）年度からの計画
※５年に１回、プラン・施策を不断に見直し

2　再エネを取り巻く状況

■海外の状況
・大規模な自然災害の頻発といった気候変動問題への危機感
・国際的な原油価格の高騰
・世界的なカーボンニュートラルの推進

■国内の状況
・「第７次エネルギー基本計画」の閣議決定
・「GX2040ビジョン」の閣議決定

■京都府の状況
・「再エネで電気を創り、貯めて、賢く使う」というコンセプトのもと、家庭、事業者及び地域の各分野で再エネ導入等を推進

3　課題認識

■再エネの導入加速
・FIT制度の縮小に伴う再エネ導入量の減少傾向の一方でデータセンターの稼働拡大などを背景とした再エネ電力需要の増加　など

■再エネの需要創出
・大企業の脱炭素経営への取組に対するサプライチェーンに属する中小企業の対応　など

■地域共生型の再エネの普及促進
・自然と調和した地域に理解され共生する再エネ事業の推進、近年頻発・激甚化する自然災害への対応 等

■産業やイノベーション、地域の振興
・技術革新と新技術の活用、太陽光パネル等の大量廃棄をめぐる放置・不法投棄、最終処分場のひっ迫 等

■理解促進、担い手育成
・家庭や中小企業等の再エネの導入意欲の醸成、若者への環境教育や府内中小企業等の担い手育成　等

4　プランの基本方針

■基本的な考え方
➢ 2050年の脱炭素で持続可能な社会の実現を見据え、社会情勢の変化に対応しつつ、2040年度までに再エネ標準化による活力ある地域づくりや企業価値向上といった新たな価値が生まれ、環境・経済・社会が好循環するための意識醸成や仕組みの浸透を図ります。

■京都府が目指す再エネ社会の将来像（2040年頃）
➢ 府民や事業者等と一体となったオール京都体制により、「京都ならではの豊かさ」を活用し、京都に新たな価値が生まれ、環境・経済・社会の好循環に恵まれた京都を目指します。

■プランの目標

	目標指標	2030年度	2040年度
作る側	府内の総電力需要量に対する府内の再エネ発電電力量の割合	25％ 以上	28～33％
使う側	府内の総電力需要量に占める再エネ電力使用量の割合	36～38％	40～50％

5　目標達成に向けた施策

■再エネの導入加速
・導入ポテンシャルを最大限活用する太陽光発電マッチング　など

■再エネの需要創出
・府内企業の再エネ電力調達支援、卒FIT・非FIT電源を活用した地産地消の推進　など

■地域共生型の再エネの普及促進
・災害時に避難施設として活用できる公共施設等への太陽光発電、蓄電池の設置を推進　など

■産業やイノベーション、地域の振興
・次世代型太陽電池の早期普及・普及拡大　など

■理解促進、担い手育成
・再エネ導入を促進する中間支援体制の強化　など

6　プランの実施体制・進行管理

■実施体制
府民・事業者・NPO団体・市町村・中間支援組織・国などの多様な主体と連携し全庁連携のもと、施策を実施

■進行管理
京都府地球温暖化対策推進本部において、プランの進捗状況を毎年把握・評価した上で、その結果を外部有識者等による委員会で検証し、徹底したＰＤＣＡサイクルにより、進行管理を実施

2　脱炭素社会推進部会
（京都府再生可能エネルギーの導入等促進プラン（第３期）②現状）

2050年のカーボンニュートラル実現に向けて、再エネの加速的な導入が必要

＜再エネ発電率＞　目標：25%以上（2030年度）28～33%（2040年度）　実績：11.3%（2024年度）

＜再エネ利用率＞　目標：36～38%（2030年度）40～50%（2040年度）　実績：21.1%（　〃　）

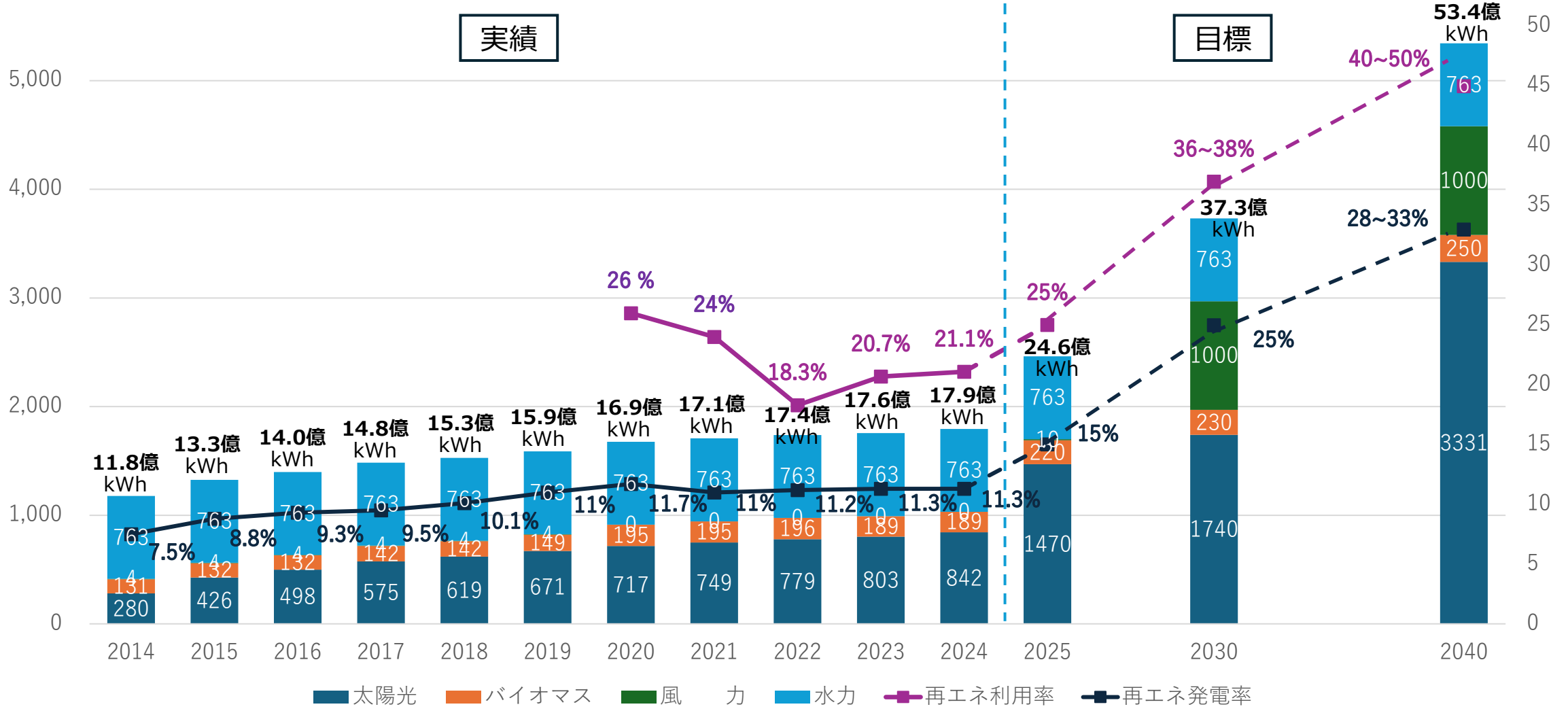

３　廃棄物・循環型社会形成部会

■所管事務
廃棄物対策及び循環型社会の形成に関すること

■事務局
総合政策環境部　循環型社会推進課

■令和７年度の審議状況等　※「」内は議題
なし

■令和８年度の部会開催予定　※「」内は予定審議事項

令和８年７月７日　（諮問）京都府循環型社会形成計画（第３期）の見直しについて

①令和８年７月９日　「部会長の選出について」
「京都府循環型社会推進計画（第３期）の見直しについて」

②令和８年８月５日　「京都府循環型社会推進計画（第３期）の見直しについて」
「京都府環境基本計画の進捗管理について」

③令和８年１０月頃　「京都府循環型社会推進計画（第３期）の見直しについて」

④令和９年１月頃　「京都府循環型社会推進計画（第３期）の見直しについて」
「京都府食品ロス削減推進計画の見直しについて【報告】」

３　廃棄物・循環型社会形成部会（食品ロス削減推進専門委員会）

■設置

廃棄物・循環型社会形成部会の専門委員会として令和３年に設置
学識経験者、食品業界団体、行政等の委員10名で構成

■所管事項

食品ロスの発生原因に関する事項、食品ロスの削減を推進する施策に関する事項等

■過去の審議状況等　※「」内は議題

令和３年度に3回開催　「食品ロス削減推進専門委員会の策定について」

■令和８年度の専門委員会開催予定　※「」内は予定審議事項

①令和８年８月頃　「京都府食品ロス削減推進計画の見直しについて」
②令和８年１０月頃　「京都府食品ロス削減推進計画の見直しについて」
③令和９年１月頃　「京都府食品ロス削減推進計画の見直しについて」

京都府循環型社会形成計画（第３期・改定後）案　概要

1　基本的事項

＜目的・背景＞

- 「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）」に配慮し、気候変動対策や自然環境の保全など持続可能な社会づくりに向け、多様な主体と連携しながら、**資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減された循環型社会を実現していくための方策を明らかにする**ため、令和４年３月に現行計画を策定し、各種施策を実施してきた。
- **計画策定後５年が経過**したことから、循環経済への移行などの廃棄物処理・資源循環を**取り巻く動向**や**計画の進捗状況等**を踏まえ、**計画の見直し**を行う。

＜計画の位置付け＞

- 循環型社会形成推進基本法や廃棄物処理法に基づき、国の基本方針等に沿って定める計画
- 府総合計画や府環境基本計画の個別計画（廃棄物分野）の位置付け
- 府食品ロス削減推進計画、府災害廃棄物処理計画等の上位計画

＜計画の期間＞

令和３年度から１２年度までの１０年間　※変更なし

2　現状と課題

※R6実績値は一部速報値を含む

＜一般廃棄物＞

- **排出量、最終処分量**：食ロス削減やペーパーレス化等により減少が進み、既に**達成**
- **再生利用率**：**プラスチック**の再生利用量は**増加**し、**紙等**の再生利用量は**減少**しており、**達成困難**
- **温室効果ガス排出量**：**容器包装プラ等の排出削減が不十分**であり、**達成困難**
- **災害廃棄物処理計画**：策定支援等により、25市町村が策定済みであり**達成見込み**

主な指標		R1実績値	R6実績値	R12目標値	達成見込み
一般廃棄物	排出量（１人１日当たりの排出量）	796千t(836ｇ)	681千t(736ｇ)	710千t(760ｇ)	○
	再生利用率	15.7%	14.8%	20.0%	×
	最終処分量	107千ｔ	86千ｔ	92千ｔ	○
	温室効果ガス排出量	240千t-CO_2	220千t-CO_2	162千t-CO_2	×
	災害廃棄物処理計画の策定市町村数	12市町村	25市町村	26市町村	○

○取り巻く動向

- 能登半島地震では、**仮置場の確保、公費解体、し尿処理等**が課題に
- **災害廃棄物処理協定締結**の努力義務化等を含む法案が審議中
- **人口減少や脱炭素化**に対応するため、**ごみ処理の広域化・集約化**が要請

○課題

✓ **使い捨てプラの削減**や、**分別の徹底**、**未利用資源の活用**等が必要

✓ **災害廃棄物処理体制の強靭化**や、**ごみ処理の広域化・集約化の推進**が必要

＜食品ロス＞

- **発生量**：取組の実施等により家庭系・事業系ともに減少しており、**達成見込み**
- **計画策定市町村数**：**市町村による策定が進んでおらず**、**達成困難**

主な指標	R1実績値	R6実績値	R12目標値	達成見込み
食品ロス発生量	115千t	96千t	94千t	○
食品ロス削減推進計画の策定市町村数	３市町村	６市町村	26市町村	×

○取り巻く動向　国は、事業系食品ロスのR12**削減目標を50%から60%に引上げ**

○課題　**事業系**を中心に**食品ロスの一層の削減**や、**市町村による取組**の促進が必要

＜産業廃棄物＞

- **排出量**：電気・水道業・製造業では減少したが、**建設業等で増加**しており**達成困難**
- **再生利用率**：がれき類での高水準の維持や廃プラでの向上により、既に目標を**達成**
- **産業廃棄物**：**廃プラスチック類等の焼却**に伴う排出は**横ばい**であり、**達成困難**
- **最終処分量**：**建設混合廃棄物や廃プラスチック類等の増加**に伴い、**達成困難**

主な指標		R1実績値	R6実績値	R12目標値	達成見込み
産業廃棄物	排出量	4,402千ｔ	4,357千ｔ	4,223千ｔ	×
	再生利用率	44.2%	45.4%	45.4%	○
	廃プラスチック類排出量	268千ｔ-CO_2	271千ｔ-CO_2	139千ｔ-CO_2	×
	最終処分量	107千ｔ	114千ｔ	70千ｔ	×
	大規模産業廃棄物不法投棄件数	３件	０件	０件	○

○取り巻く動向

- **国は、「循環経済への移行」を国家戦略に**位置付け
- EUは再生材使用義務を導入。国際競争力、経済安全保障の観点からも重要。
- **太陽光パネルリサイクル**法案、**スクラップヤードの許可制**導入法案が審議中

○課題

✓ **建設混合廃棄物の分別・再生利用**や、**廃プラスチック類の３R推進**等が必要

✓ **資源循環の拡大**や、**太陽光パネル多量排出への準備**、**ヤード規制対応**等が必要

＜プラスチックごみ＞

- **容器包装プラスチック排出量**：**使い捨てプラの削減が不十分**であり、**達成困難**
- **廃プラスチック類排出量**：**卸・小売業、建設業、製造業等で増加**し、**達成困難**

主な指標		R1実績値	R6実績値	R12目標値	達成見込み
一般廃棄物	容器包装プラスチック排出量	28千ｔ	28千ｔ	18千ｔ	×
産業廃棄物	廃プラスチック類排出量	135千ｔ	149千ｔ	74千ｔ	×

○取り巻く動向

- 国は**資源循環**の拡大により**温室効果ガス全体の約36%削減の余地**ありと試算
- R7に**再資源化事業等高度化法**が施行

○課題　**プラごみの排出・焼却の削減**や、**資源循環の拡大**、**施設の高度化**が必要

京都府循環型社会形成計画（第３期・改定後）案　概要

3　循環型社会のビジョン（計画の基本的な方針）

1　府が目指す循環型社会のあるべき姿(ビジョン)（京都府環境基本計画を参照。令和7年12月改定に伴い一部修正）

○　環境負荷のより少ない物品・サービスの選択が当たり前になるとともに、プラスチックごみを始めとする廃棄物の**３Ｒ・資源循環がより進む循環経済（サーキュラー・エコノミー）が構築**され、**廃棄物が限りなく削減された循環型社会**

○　AI・IoT等の先端技術の活用や、環境に配慮したビジネススタイルへの転換の促進など、地域循環共生圏の創出に資するESG経営が促進され、**環境負荷の低減と経済の好循環が創出される脱炭素社会**

○　環境リスクへの適正管理が行われるとともに、市町村と連携し平時から廃棄物処理システムの強靭化等を図り、災害時に速やかな生活基盤再建を果たす災害廃棄物の処理体制が確保され、**安心・安全な暮らしを支える社会**

○　環境にやさしく、人や社会にも配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換が、**多様な主体とのパートナーシップ（オール京都）で実現される社会**

2　基本方針

上記ビジョンと**第2章の課題**を踏まえて、**施策の基本方針**を以下のとおり定める。

定めるにあたっては、**「循環経済への移行」を基本方針に盛り込む**ことや、**循環型社会と脱炭素社会の両方の実現につながる**こと、各施策を**多様な主体との連携のもとに進めていく**ことを考慮。

① 資源ロスの削減と資源循環の拡大による**循環経済への移行の促進**
② 環境負荷を低減し、安心・安全を支える**廃棄物の３Ｒ・適正処理の確保**
③ 人口減少や脱炭素化に対応するための**持続可能なごみ処理体制の整備促進**

4　数値目標

※一部の項目見直しも検討中

＜一般廃棄物＞

項目	2024年度実績値	2030度目標値
排出量（万ｔ）	６８．１	検討中
再生利用率（%）	１４．８	
一般廃棄物焼却により発生する温室効果ガスの排出量（万ｔ-CO_2）	２２	
最終処分量（万t）	８．６	

＜産業廃棄物＞

項目	2024年度実績値	2030年度目標値
排出量（万ｔ）	４３６	検討中
再生利用率（%）	４５．４	
産業廃棄物焼却により発生する温室効果ガス排出量（万ｔ-CO_2）	２７	
最終処分量（万t）	１１．４	

＜プラスチックごみ＞

項目	2024年度実績値	2030度目標値
容器包装ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ排出量（万ｔ）（一般廃棄物）	２．８	検討中
廃ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ類排出量（万ｔ）（産業廃棄物）	１４．９	

＜食品ロス＞

項目	2024年度実績値	2030度目標値
食品ロス量（万t）	９．５	検討中
家庭形食品ロス量（万t）	４．１	
事業系食品ロス量（万t）	５．４	

5　施策の展開

※施策は検討中

1　循環経済への移行の促進（資源ロスの削減と資源循環の拡大）

（１）資源循環の拡大
- 資源循環に向けた再資源化事業等の高度化の支援　【新】
- 太陽光発電パネルの再資源化事業の支援　【新】

（２）推進体制の整備
- 太陽光発電パネルの回収・循環体制の構築検討
- 府産業廃棄物3R支援センターによるアドバイザー派遣、人材育成等

（３）プラスチック資源循環の推進
- 使い捨てプラ削減、プラごみリサイクル、代替素材への転換等の支援
- プラスチック資源循環に関する官民ネットワークへの参画　【新】
- 多様な主体と連携した海岸漂着物の処理・啓発の推進

（４）食品ロス削減
- 食品ロス削減推進計画に基づく取組の実施

2　廃棄物の３Ｒ・適正処理の確保

（１）廃棄物の３Ｒ推進
- 市町村が企業や地域とともに行うごみ分別・再資源化の取組への支援　【新】
- 建設廃棄物の３Ｒ事業への支援
- バイオマス活用事例の市町村間での情報共有等　【新】

（２）廃棄物の適正処理の徹底
- スクラップヤード規制の適切な運用　【新】

（３）廃棄物処理施設の整備促進　・(株)京都環境保全公社への支援等

（４）不適正処理対策　・不法投棄の監視指導体制の強化等

（５）災害廃棄物処理体制の強化
- 府災害廃棄物処理計画の改定
- 市町村災害廃棄物処理計画の改定支援
- 市町村・関係団体等との連携強化

（６）京都府の率先行動　・グリーン購入の推進、プラごみ・食品ロスの削減

3　持続可能なごみ処理体制の整備促進

（１）広域化・集約化の推進
- 長期広域化・集約化計画の策定
- 市町村間調整への積極的関与

（２）一般廃棄物処理施設の整備促進　・市町村への技術的助言

6　各主体の役割

・府民、ＮＰＯ等、観光客、事業者、廃棄物処理業者、市町村、府の役割を明示
・府は各主体間をコーディネートし、各主体が連携した広域的取組を推進

7　計画の進行管理

- 毎年進捗を把握・評価管理
- 計画策定後、必要に応じて見直し

京都府食品ロス削減推進計画（令和４年３月策定）概要

第１章　総論

■計画策定の目的

・我が国では、まだ食べることができる食品が日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生している。
・食品ロスの削減により、温室効果ガスの排出量が減少し気候変動が抑制
・食品ロスの削減の推進に関する法律が施行（R1.10）、国の基本方針が閣議決定（R2.3）され、国全体として食品ロス削減に向けた機運が高まるなど、様々な社会の変化を踏まえ、地域の実情に応じた取組を推進するため、食品ロス削減推進計画を策定

■計画期間

令和３年度（2021年度）～令和12年度（2030年度）の10年間

■計画の位置付け

・食品ロス削減推進法に基づく都道府県食品ロス削減推進計画
・京都府循環型社会形成計画の個別計画

第２章　食品ロスの現状と課題

■食品ロスの発生の現状と課題

京都府　約11.5万トン（令和元年度）
※１人１日当たり約122g
家庭系：5.6万トン（48.7%）
事業系：5.9万トン（51.3%）

全国　約600万トン（平成30年度）
※１人１日当たり約130g
家庭系：276万トン（46.0%）
事業系：324万トン（54.0%）

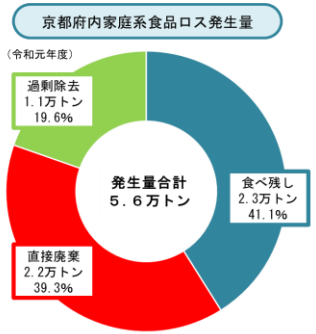

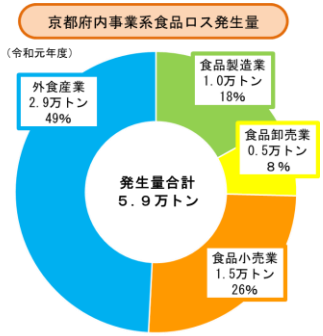

・家庭系食品ロスは、食べ残しと直接廃棄が主な原因
・事業系食品ロスは、外食産業からの発生割合が高く、食べ残しが主な要因
・事業者から消費者までの各主体が食品ロス問題について認識し、日常における食品ロス削減に向けた取組の実践、商慣習や過剰発注等の見直しや未利用食品を廃棄することなく有効活用するための取組等が求められる

第３章　基本方針

■基本的な方針

食品ロス問題の「我が事」としての意識の醸成や、AI・IoT等の新たな技術の活用により、多様な主体が一体となって食品ロスの削減を実践し、環境負荷の低減を図ることで、脱炭素で持続可能な社会の実現を目指す。

■主な数値目標

・食品ロスの発生量を、2030年度までに2000年度比で**半減**

2000年度	2019年度	2030年度
18.8万t（195g/人・日）	11.5万t（122g/人・日）	9.4万t（106g/人・日）

・食品ロス問題を認知して削減に向けた複数の取組を行う消費者の割合を 90 %以上とする。

2020年度	2030年度
88.3%	90%以上

第４章　各主体の役割

■　消費者

府民一人ひとりが「我が事」として食品ロス問題についての理解を深め、削減に向け自らができることを考え行動に移すよう努める。

■　事業者

食品ロスの発生状況の把握や、サプライチェーンでのコミュニケーションの強化、食品ロスの削減に向けた事業活動への転換等に努める。

■　行政

府は、関係団体等との連携体制の構築や先進的な取組等の情報発信等、市町村は食品ロス削減推進計画の策定等に努める。

第５章　施策の推進

■　食品ロス削減に向けた施策

1　サプライチェーン全体の食品ロス削減に向けた意識を醸成し発生抑制を推進

（消費者）
・府域全体でキャンペーンを実施し府民運動を展開
・地域で食品ロス削減方法等を広める人材を育成
・スマホアプリやＩＴ技術を活用した消費者の行動変容を促す仕組みを構築　等

（事業者）
・WEBサイト運営企業と連携した外食時における食べ残し対策等を支援
・ＡＩ技術による需要予測の最適化システムの導入促進
・商慣習の見直しによる食品ロス削減の支援　等

2　未利用食品の有効活用の促進

・企業と連携の上、地域の食品小売店等で生じた未利用食品を有効活用するモデル地域を構築し、府内に展開
・フードバンク活動やフードドライブ活動の周知・支援

3　効果的に食品ロスを削減するための推進体制の整備

・関係団体や行政機関等の参画したプラットフォームの設置
・庁内関係部局と連携し、情報共有や施策実施を推進
・食品ロス削減に向けた先進的な取組の情報収集及び発信、表彰の実施　等

■　計画の進行管理

・進捗状況を毎年把握・評価。その結果を検証の上、徹底したPDCAにより進行を管理
・計画策定後、概ね5年後に見直しを実施

４　環境管理部会

■所管事務
大気汚染防止、公共用水域及び地下水の水質汚濁防止、土壌汚染防止、騒音防止、振動防止、地盤沈下防止、悪臭防止に関すること。

■事務局
総合政策環境部　環境管理課

■令和７年度の審議状況等　※「」内は議題
①３月23日　「部会長の選任について」
「京都府環境基本計画の改定について」
「ダイオキシン類常時監視（公共用水域）の効率化について」

■令和８年度の部会開催予定　※「」内は予定審議事項
（諮問予定）水質汚濁防止法に基づく第10次総量削減計画の策定について
①令和８年８月～令和９年３月「京都府環境基本計画の進捗管理について」
「水質汚濁防止法に基づく第10次総量削減計画の策定について」

４　環境管理部会

水質汚濁防止法に基づく第10次総量削減計画の策定について

国が策定する総量削減基本方針を受けて、第10次総量削減計画を策定。

【概要】

水質汚濁防止法第４条の３の規定により、環境大臣が策定する総量削減基本方針に基づき、府の総量削減計画を策定するもの。

【国の動き】

令和６年１０月２３日、環境大臣が中央環境審議会に対し「第10次水質総量削減の在り方」について諮問。
令和６年１２月２４日～令和８年１月１４日の間、中央環境審議会 水環境・土壌農薬部会 総量削減専門委員会（第10次）において審議。
令和８年５月７日、中央環境審議会から環境大臣あて、「第10次水質総量削減の在り方について－総量削減から総量管理への転換－」により答申。
答申では、総量削減から総量管理への転換が示された。
国の基本方針は令和９年２月頃策定される見込み。

4　環境管理部会

【「第10次水質総量削減の在り方について」概要】

水質総量削減制度（現状）

閉鎖性海域*に流入する**汚濁負荷量の総量を削減**する制度。化学的酸素要求量(COD)と栄養塩類（窒素、りん）が対象。

現状と課題

- ９次にわたる水質総量削減の取組により**水質は全体的に改善**
- 近年では、一部地域で**栄養塩類の不足等による水産資源への影響**が指摘
- 一方、**貧酸素水塊の拡大等、水環境保全上の課題**が依然として存在

▶ 海域ごとの**きめ細やかな水環境管理**が必要

削減一辺倒からきめ細やかな水環境管理へ

*一般排水基準のみでは環境基準達成が困難な東京湾、伊勢湾、瀬戸内海が対象

水質総量管理制度（今後）

① 栄養塩類の供給を可能とする **栄養塩類管理制度** **を導入**

・環境悪化の恐れがなく、地域ニーズがある場合、栄養塩類管理計画の策定による
栄養塩類の増加措置を可能とし、当該措置の実施者には**総量規制基準を適用除外**
　→水質予測システムを活用した事前評価や目標を設定
・事後モニタリングの結果に応じて計画を見直すなど、**順応的管理の仕組みを徹底**

② 総量削減制度の**基本的な枠組は維持**

・国は**「総量管理基本方針」を策定**　・都府県は同方針に基づき**「総量管理計画」を策定**
・同方針と同計画において、**管理目標量を設定**

▶ 水質が悪化しないよう、汚濁負荷量の総量を管理

その他の水環境管理に係る対策

- 藻場・干潟の保全・再生・創出や底質の改善等の実施

➡ これらの施策により、**総合的な水環境管理** を通じて **きれいで豊かな海の実現** を目指す

総量削減専門委員会の報告資料から抜粋

5　自然・鳥獣保護部会

■所管事務
自然環境の保全並びに鳥獣の保護、管理及び狩猟に関すること

■事務局
総合政策環境部 自然環境保全課及び農林水産部 農村振興課

■令和７年度の審議状況等　※「」内は議題
12月11日 （諮問）京都丹波高原生態系維持回復事業計画の改定について
①12月18日 「京都丹波高原生態系維持回復事業計画の改定について」（書面開催）

■令和８年度の部会開催予定　※「」内は予定審議事項
（諮問予定）京都府生物多様性地域戦略の改定について
①令和8年10月頃
「京都府生物多様性地域戦略の改定について」
②令和９年３月下旬
「京都府環境基本計画の進捗管理について」
「第１４次鳥獣保護管理事業計画の策定について」
「第２種特定鳥獣管理計画の策定について」
「京都丹波高原生態系維持回復事業計画の改定について」

5　自然・鳥獣保護部会

■令和８年度の審議事項

京都府生物多様性地域戦略の改定について（諮問）

令和５年10月に一部改定した本戦略は、令和９年度に短期目標の最終年を迎えることから、これまでの取組状況や社会情勢の変化を踏まえ、令和９年度中に改定を行う。

長期目標　２０５０（令和３２）年

京都が京都らしく、生態系と生活や文化が共存共栄する社会を持続可能なものとして将来に引き継いでいくため、従来の生態系維持・回復対策に加え、多様な主体が積極的に関わる共生型の生物多様性の保全と利活用を進める。

短期目標　２０２７（令和９）年

①森里川海のつながりの回復による多様な生態系の保全
②人の積極的な関与による里地域の再生
③早期対策による外来生物の脅威の排除
④生物多様性を未来に受け継ぐための知見の集積、人材育成

▶ **令和９年度中に改定**

■京都丹波高原生態系維持回復事業計画の改定について（R8継続）

京都丹波高原国定公園の多様な生態系の維持又は回復を目標に、生態系に支障を及ぼす動植物の防除等により、森林生態系に対する影響の低減を図るため、所要の改定を行う。

5　自然・鳥獣保護部会

■令和８年度の審議事項

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める各種計画の制定及び改定に伴う意見聴取

鳥獣保護管理事業計画（法第４条）

都道府県知事が地域の鳥獣の生息状況や特性を踏まえ、野生鳥獣を適切に保護・管理するため、第１４次鳥獣保護管理事業計画を策定する。（R９.4.1～R14.3.31）

計画では以下の内容を定めている。（第１３次計画の改定　R4.4.1～R9.3.31）

・鳥獣保護区等に関すること
・鳥獣の捕獲等の許可に関すること
・特定猟具使用禁止区域等に関すること
・<u>第一種特定鳥獣保護計画及び第２種特定鳥獣管理計画に関すること</u>
・鳥獣の生息状況調査
・実施体制の整備
・その他、傷病野生鳥獣の救護や普及啓発に関すること

5　自然・鳥獣保護部会

■令和８年度の審議事項
「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に定める各種計画の制定及び改定に伴う意見聴取

特定鳥獣保護管理計画（第２種特定鳥獣管理計画）（法第７条の２）

都道府県知事がその生息数が著しく増加し、又はその生息範囲が拡大している鳥獣の生息状況等を踏まえ、当該鳥獣の管理に関する計画（第２種特定鳥獣管理計画）を策定する。

・第２種特定鳥獣管理計画（ニホンジカ）　（期間：Ｒ９.4.1～R14.3.31）
・第２種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）（期間：Ｒ９.4.1～R14.3.31）
・第２種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）　（期間：Ｒ９.4.1～R14.3.31）
・第２種特定鳥獣管理計画（イノシシ）　　（期間：Ｒ９.4.1～R14.3.31）

鳥獣保護管理法に基づき、上記の計画を定め又はこれを変更しようとするときは審議会の意見を聴かなければならない。

6　温泉部会

■所管事務
温泉の掘削等に関すること

■事務局
健康福祉部 薬務課

■令和７年度の審議状況等
なし

■令和８年度の部会開催予定　※「」内は予定審議事項
（諮問予定）温泉ゆう出目的の土地掘削について
（諮問予定）温泉ゆう出量を増加させる目的の動力装置について
①令和９年１月～２月　「温泉ゆう出目的の土地掘削について」
「温泉ゆう出量を増加させる目的の動力装置について」